

(証券コード1994)

2022年3月15日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋本町一丁目5番4号  
高橋カーテンウォール工業株式会社  
代表取締役社長 高橋 武治

## 第57期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第57期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年3月29日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご返送下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 2022年3月30日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場 所 東京都中央区日本橋本町一丁目5番4号  
住友不動産日本橋ビル 5階  
高橋カーテンウォール工業株式会社 会議室
3. 会議の目的事項  
報 告 事 項 1. 第57期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
2. 第57期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）計算書類報告の件

### 決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役3名選任の件
- 第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

以 上

◎本総会におきましては、新型コロナウイルスによる集団感染のリスク回避の観点から、当日のご出席はできるだけお控えいただき、書面による議決権行使をご検討下さいませようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.t-cw.co.jp>）に掲載させていただきます。

## 事業報告

(2021年1月1日から  
2021年12月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における日本の経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により依然として厳しい状況が続く中、国による各種経済支援政策や全国的にワクチン接種が進んだことによる感染の収束が期待されていました。しかしながら、感染力の強いオミクロン株の感染が拡大してきたことにより、個人消費の落ち込みや海外景気の更なる悪化が懸念されるなど、先行き不透明な状況となっております。

このような状況の下、当建設業界におきましては、様々な業種で、仕事量が減少してきました。

PCカーテンウォール業界においても、昨年からの受注量、生産量ともに低迷が続いていますが、それに加えて、一部資材の海外からの調達が滞っているため、工場稼働率が中々上がりません。そうした中、顧客の製品形状変更、追加依頼などに真摯に対応して、追加売上を獲得し、更に工場を中心に懸命のコストダウンを図り、収益を確保しています。

プールを手掛けるアクア事業では、コロナ禍の影響で延期する案件があったものの、主力である学校やスポーツクラブに加え、PCカーテンウォール事業で関わった都市型高級ホテルのプール等の工事拡大を図ることが出来ました。

この結果、当連結会計年度における当社企業グループの業績は、売上高122億33百万円（前連結会計年度比66.0%増）、営業利益19億85百万円（前連結会計年度比136.9%増）、経常利益21億12百万円（前連結会計年度比131.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益14億2百万円（前連結会計年度比55.5%増）となりました。

なお、受注高は88億78百万円（前連結会計年度比12.2%増）であり、受注残高は83億98百万円（前連結会計年度比28.5%減）となりました。

#### (2) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました企業集団の設備投資の総額は4億26百万円であります。

このうち主なものは、PCカーテンウォール事業におけるつくば工場外部ストックヤード整備工事2億44百万円であります。

### (3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、長期運転資金として1億円の長期借入金を調達しました。

### (4) 研究開発活動の状況

当社企業グループでは、PCカーテンウォール事業において、「環境に配慮した製品開発」を行っており、その主なものは以下のとおりです。

#### ①食物由来の廃棄物で脱炭素社会に貢献する商品の開発

食物由来の廃棄物をコンクリート素材に活用することで、ライフサイクル全体を通じて、脱炭素と社会に貢献する商品を開発いたします。当連結会計年度は、他の研究機構との実証実験によりCO<sub>2</sub>の削減効果が確認出来ました。次年度以降は、商品化に向けた研究開発を促進します。

#### ②繊維素材を活用してCO<sub>2</sub>削減に寄与する商品の開発

繊維素材を活用しながら軽量化と断熱性を両立させ、建設に要するエネルギーの削減と省エネを同時に実現する技術を開発いたします。

なお、当社企業グループにおける当連結会計年度の研究開発活動の総額14,280千円は、全てPCカーテンウォール事業のものであります。

### (5) 対処すべき課題

今後の日本の経済は、ワクチン接種率の向上に伴う経済活動の正常化や積極的な財政政策による景気回復の期待もありますが、経済活動の正常化に伴う新型コロナウイルス感染症の国内外での再拡大が懸念され、依然として先行きに不透明感が残されています。

建設業界では、新型コロナウイルス感染症の影響でオフィス空室率が上昇した結果、需要を下押ししていると考えられます。テレワークの普及に伴い、テレワークと馴染まない建設業は、人材の獲得に不利に働くでしょう。海外からの資材調達が滞っていることも、憂慮すべきことです。

マイナス要因は多々ありますが、安定した財務基盤のある当社は、従来と変わらず着実に人員強化を進め、また腰を据えた素材／技術研究や工場内の展示スペースの拡充によるPR力向上に努め、景気が再び浮揚する際は、より多くの顧客からのリクエストに対して更に幅広く対応出来る態勢を作れるように努力を重ねる所存であります。

2022年度は、特に厳しい経営環境ではありますが、新たな挑戦をする絶好の機会と捉え、デザインや環境において、世の中をリード出来る様、努力をして行く所存です。

## (6) 財産及び損益の状況

区 分 \ 期 別	第 54 期 (2018年12月期)	第 55 期 (2019年12月期)	第 56 期 (2020年12月期)	第 57 期 (2021年12月期) (当連結会計年度)
受 注 高(千円)	10,771,976	8,972,045	7,913,146	8,878,973
売 上 高(千円)	6,568,403	16,765,720	7,367,436	12,233,461
受 注 残 高(千円)	19,000,827	11,207,152	11,752,863	8,398,375
経 常 利 益(千円)	900,444	2,605,662	914,152	2,112,519
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益(千円)	715,187	1,242,595	902,280	1,402,797
1株当たり当期純利益(円)	81.87	142.25	103.99	162.58
総 資 産(千円)	14,556,344	14,569,779	12,685,787	13,931,628
純 資 産(千円)	7,967,490	8,996,005	9,630,332	10,720,730
1株当たり純資産(円)	912.11	1,029.86	1,115.24	1,250.21

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数を用いて算定しております。
2. 当連結会計年度の状況につきましては、前記「(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

## (7) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
㈱タカハシテクノ	100,000千円	100%	不 動 産 賃 貸 事 業

### ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

### (8) 主要な事業内容 (2021年12月31日現在)

PCカーテンウォール事業	プレキャストコンクリートカーテンウォールの設計・製造・施工
ア ク ア 事 業	水施設・水空間・水環境の企画・提案・設計・施工

### (9) 主要な営業所及び工場 (2021年12月31日現在)

当 社	本社：東京都中央区 大阪支店：大阪府大阪市北区 工場：結城（茨城県）、つくば（茨城県）、下館（茨城県）、滋賀（滋賀県）
株式会社タカハシテクノ (子 会 社)	本社：東京都中央区 大阪支店：大阪府大阪市北区

### (10) 使用人の状況 (2021年12月31日現在)

#### ① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
192名	8名増

(注) 使用人数には、臨時従業員（臨時社員及びパート社員）は含めておりません。

#### ② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
192名	8名増	42.6歳	13.1年

(注) 使用人数には、臨時従業員（臨時社員及びパート社員）は含めておりません。

### (11) 主要な借入先の状況 (2021年12月31日現在)

借 入 先	借 入 金 残 高
㈱ み ず ほ 銀 行	240,000千円
㈱ 三 井 住 友 銀 行	161,000千円
㈱ 常 陽 銀 行	130,000千円

### (12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

前年度までは、工事完成基準によって売上を計上しておりましたが、当連結会計年度からは当社において、工事進捗度を合理的に見積り、工事の進行途上においても成果の確実性が認められる体制を整備したため、工事進行基準で売上を計上しております。

## 2. 会社の株式に関する事項（2021年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 36,500,000株  
 (2) 発行済株式の総数 9,553,011株  
 (3) 株主数 2,699名  
 (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
高橋武治	1,562千株	18.2%
高橋敏男	1,001千株	11.6%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	588千株	6.8%
岩崎陽子	473千株	5.5%
高橋宗敏	426千株	4.9%
高橋亜紀子	415千株	4.8%
高橋雅代	235千株	2.7%
ピーエヌアイエム ピーエヌアイエムエルピー ジーピーピー クライアント マネー アンド アセット エンジン	155千株	1.8%
昭和化学工業株式会社	134千株	1.5%
ピーエフ エスエー エルエル エス エス エス エス エス エス エス エス エス エス	117千株	1.3%

（注）持株比率は自己株式（977,864株）を控除して計算しております。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の状況 (2021年12月31日現在)

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
高橋 武治	取締役社長(代表取締役)	(株)タカハシテクノ代表取締役 中華人民共和国大連高連幕墙有限公司副董事長
手塚 武	専務取締役	スパジオ事業部長・アクア施設部担当役員 中華人民共和国大連高連幕墙有限公司総経理
小出 斉	取締役	K D パートナーズ合同会社代表社員
中西 博之	常勤監査役	—
中川 康生	監査役	日東工器(株)社外取締役 士
吉見 芳彦	監査役	税理士

- (注) 1. 取締役小出斉氏は、社外取締役であります。  
2. 監査役中西博之、中川康生、吉見芳彦の3氏は、社外監査役であります。  
3. 監査役吉見芳彦氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
4. 当社は、取締役小出斉、監査役中西博之の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

##### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役との間で会社法第427条第1項及び定款第29条の規定に基づき、また、社外監査役との間で会社法第427条第1項及び定款第38条の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約における損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任額を限度としております。

##### (3) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、改正会社法(2021年3月1日施行)第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約により補填することとしており、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による違法行為に起因する損害賠償金等については、補填の対象外としております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役、監査役及び執行役員その他、当社子会社の取締役、監査役及び執行役員であり、全ての被保険者について、その保険料を全額会社が負担しております。

#### (4) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額	固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	対象役員員数
取 締 役	77,300千円	77,300千円	—	—	3名
監 査 役	10,880千円	10,880千円	—	—	3名
合 計 (うち社外役員)	88,180千円 (13,900千円)	88,180千円 (13,900千円)	— (—)	— (—)	6名 (4名)

- (注) 1. 固定報酬には、当事業年度中に役員退職慰労引当金繰入額として費用処理した14,410千円が含まれております。
2. 取締役の報酬限度額は、2010年3月30日開催の第45期定時株主総会において年額200,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)、また別枠でストック・オプション報酬額として年額20,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は7名であります。
3. 監査役の報酬限度額は、1994年3月30日開催の第29期定時株主総会において年額30,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名であります。

#### (5) 社外役員に関する事項

##### ① 取締役 小出 斉氏

##### イ. 重要な兼職先と当社との関係

KDパートナーズ合同会社の代表社員であります。

なお、当社はKDパートナーズ合同会社とは特別の関係はありません。

##### ロ. 他の法人等の社外役員の兼職状況及び兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

##### ハ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度において、開催された取締役会13回のうち全てに出席し、幅広い分野において培った経験と企業経営者としての豊富な知識に基づき、業務執行の監督等に十分な役割を果たし、取締役会の意思決定につきまして適切で様々な助言・提言を適宜行っております。



② 監査役 中西博之氏

イ. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

ロ. 他の法人等の社外役員の兼職状況及び兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度において、開催された取締役会13回のうち全てに出席し、会社運営に関する経験に基づき、業務執行に対する適切な意見を述べるなど、取締役会の意思決定や決議に関する適法性、適正性、妥当性を確保するための助言・提言を行っております。また、開催された監査役会12回のうち全てに出席し、常勤監査役として、重要書類の閲覧や事業所及び工場往査を行い、業務及び財産の状況を調査するほか、内部統制システムの整備状況をはじめとする取締役等の職務執行を監視・検証しております。

③ 監査役 中川康生氏

イ. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

ロ. 他の法人等の社外役員の兼職状況及び兼職先と当社との関係

日東工器株式会社の社外取締役であります。

なお、当社は日東工器株式会社とは特別の関係はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度において、開催された取締役会13回のうち全てに出席し、弁護士としての知見に基づき、特に法的な視点から適切な意見を述べるなど、取締役会の意思決定や決議に関する適法性、適正性、妥当性を確保するための助言・提言を行っております。また、開催された監査役会12回のうち全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

④ 監査役 吉見芳彦氏

イ. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

ロ. 他の法人等の社外役員の兼職状況及び兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度において、開催された取締役会13回のうち全てに出席し、税理士としての知見に基づき、特に財務及び会計的な視点から適切な意見を述べるなど、取締役会の意思決定や決議に関する適法性、適正性、妥当性を確保するための助言・提言を行っております。また、開催された監査役会12回のうち全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 八重洲監査法人

### (2) 報酬等の額

	支 払 額
・当事業年度に係る報酬等の額	23,000千円
・当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23,000千円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由  
当社監査役会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性及び独立性を害する事由等の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められた場合、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

### (4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約は締結しておりません。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社及び子会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、企業が継続して社会に貢献していくために「コンプライアンス規程」を定め、当社グループ役員全員への浸透を図る。

反社会的勢力の排除については、コンプライアンスの一環として取り組み、取引関係を含めて一切の関係を遮断する。
  - ② 職務の適正な執行を継続的にモニタリングするために、監査室は内部監査を実施する。
  - ③ 監査室は、コンプライアンス状況を適宜取締役会に報告する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会議事録、取締役会議事録等取締役の職務の執行に係る文書については、「文書管理規程」に基づき適切かつ確実に保存・管理し、必要に応じて閲覧可能な体制を整備する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ① 経営上のリスクの分析及び対策等の検討を、取締役会において行う。
  - ② リスク管理の整備について「リスク管理規程」を定める。

当社グループにおける各事業部門は、それぞれの部門に関するリスク管理を行い、各事業部門の長は、リスク管理の状況を随時取締役会に報告する。
  - ③ 当社グループの経営に重大な影響を及ぼすようなリスクが発生した場合には、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、迅速な対応によって損失を最小限に抑えるとともに、再発防止のための対策を講じる。
4. 取締役の業務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ① 経営会議において、経営に関する重要な業務執行事項について審議し、取締役会は月1回の定期的な開催のほか必要に応じて臨時に開催し、当社グループにおける業務執行に関する重要事項を決定するとともに取締役の職務の執行を監督する。
  - ② 当社グループに機能別、事業部門ごとにそれぞれ担当取締役を設置し、執行責任の所在を明確にすることにより、取締役の職務の執行が効率的に行われる体制をとる。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - ① 関係会社の管理については、「関係会社管理規程」に基づき管理部長が統括し、緊密な連携のもとに関係会社を指導、援助する。
  - ② 関係会社には必要に応じて取締役又は監査役として、当社の取締役、監査役、使用人を派遣し、業務執行の適正性を監督するとともに重要事項に関しては当社の事前承認または当社への報告を行う。
  - ③ 監査室は、子会社における内部監査を実施し、業務の適正を確保する。
  
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役から要請があったときは、監査役の職務を補助する使用人を配置し、監査役の指示によりその職務を行わせる。
  
7. 監査役の職務を補助する使用人の取締役からの独立性に関する事項
  - ① 監査役の職務を補助する使用人は、監査役の指揮命令下に置かれ、その業務に専念する。
  - ② 監査役の職務を補助する使用人の人事考課は、常勤監査役が行う。
  
8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制ならびに監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
  - ① 当社グループの取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与える恐れがある事実を発見したときは、速やかに監査役に報告しなければならない。
  - ② 当社グループの取締役及び使用人は、何時も監査役の求めに応じて、業務執行に関する事項について、速やかに報告を行わなければならない。
  - ③ 監査役は、取締役会のほか必要であると認める会議に出席することができる。
  - ④ 前各号で報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、取締役会等の会議のほか、取締役及び使用人と意見・情報の交換を行う。
- ② 監査役は、監査室、グループの監査役、会計監査人と随時意見・情報の交換を行い、相互に連携して監査の実効性の確保を図る。

10. 監査役の職務の執行について生ずる費用の処理に関する事項

当社グループは、監査役の職務の執行上必要と認める費用を負担し速やかに処理する。

11. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- ① 当社グループは、市民社会に脅威を与える反社会的勢力とは、取引関係を含めて一切の関係をもたない。また、反社会的勢力には毅然として対処し、不当要求は拒絶しなければならない。
- ② 当社グループは、コンプライアンス疑義事象の早期発見と是正を図り、内部通報制度を導入している。

## 7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の取締役会は、取締役3名で構成されており、その取締役会には取締役及び監査役が出席して、各取締役から業務執行状況の報告が行われるとともに、重要事項の審議・決議を行っております。

議場において各監査役は、独立した立場から意見を述べるとともに、経営の監視・監督を行っております。

また、常勤監査役は取締役会のほか、社内重要会議に出席するとともに、取締役から業務執行の状況について直接聴取を行い、業務執行の状況やコンプライアンスに関する問題点を日常業務レベルで監視する体制を整備しており、経営監視機能の強化及び向上を図っております。

## 連結貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>8,558,061</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>2,648,112</b>
現金預金	3,114,744	支払手形・工事未払金等	437,651
受取手形・完成工事未収入金等	3,969,627	電子記録債務	257,742
電子記録債権	1,109,498	短期借入金	370,000
未成工事支出金	224,975	未払法人税等	719,898
その他のたな卸資産	79,971	未成工事受入金	18,817
その他	62,869	完成工事補償引当金	1,880
貸倒引当金	△3,625	賞与引当金	50,982
<b>固 定 資 産</b>	<b>5,373,567</b>	工事損失引当金	14,046
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>3,140,153</b>	その他	777,094
建物・構築物	630,660	<b>固 定 負 債</b>	<b>562,785</b>
機械、運搬具及び工具器具備品	751,502	長期借入金	271,000
土地	1,757,455	役員退職慰労引当金	214,006
建設仮勘定	535	その他	77,779
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>43,628</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>3,210,898</b>
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>2,189,784</b>	<b>純 資 産 の 部</b>	
投資有価証券	186,885	<b>株 主 資 本</b>	<b>10,708,897</b>
保険積立金	1,104,488	資 本 金	100,000
投資不動産	35,987	資 本 剰 余 金	3,283,363
差入保証金	621,435	利 益 剰 余 金	7,649,135
退職給付に係る資産	134,971	自 己 株 式	△323,601
その他	111,602	その他の包括利益累計額	11,832
貸倒引当金	△5,587	その他有価証券評価差額金	11,832
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>10,720,730</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>13,931,628</b>	<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>13,931,628</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(2021年1月1日から  
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高	12,233,461	12,233,461
売上原価	9,395,399	9,395,399
売上総利益	2,838,061	2,838,061
販売費及び一般管理費		852,588
営業利益		1,985,473
営業外収益		
受取利息及び配当金	2,063	
投資有価証券売却益	31,715	
投資不動産賃貸料	2,782	
受取家賃	10,434	
鉄屑売却収入	58,112	
貸倒引当金戻入額	2,865	
その他	25,220	133,192
営業外費用		
支払利息	3,825	
不動産賃貸費用	1,817	
その他	504	6,146
経常利益		2,112,519
特別利益		
固定資産売却益	4,228	
移転補償金	1,407	5,636
特別損失		
固定資産除却損	21,681	21,681
税金等調整前当期純利益		2,096,474
法人税、住民税及び事業税	720,161	
法人税等調整額	△26,484	693,676
当期純利益		1,402,797
親会社株主に帰属する当期純利益		1,402,797

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2021年1月1日から  
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	100,000	3,283,363	6,488,123	△283,848	9,587,638
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△241,784		△241,784
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			1,402,797		1,402,797
自 己 株 式 の 取 得				△39,753	△39,753
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 ( 純 額 )					—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	1,161,012	△39,753	1,121,259
当 期 末 残 高	100,000	3,283,363	7,649,135	△323,601	10,708,897

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	
当 期 首 残 高	42,693	9,630,332
当 期 変 動 額		
剰 余 金 の 配 当		△241,784
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益		1,402,797
自 己 株 式 の 取 得		△39,753
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 ( 純 額 )	△30,861	△30,861
当 期 変 動 額 合 計	△30,861	1,090,397
当 期 末 残 高	11,832	10,720,730

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。



## 連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

- |              |             |
|--------------|-------------|
| ①連結子会社の数     | 1社          |
| ②主要な連結子会社の名称 | 株式会社タカハシテクノ |

#### (2) 主要な非連結子会社の名称等

- |               |   |
|---------------|---|
| ①主要な非連結子会社の名称 | 大連高連幕墻有限公司<br>株式会社アシェル  |
| ②連結の範囲から除いた理由 | 非連結子会社2社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。 |

### 2. 持分法の適用に関する事項

#### (1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び主要な会社等の名称

持分法適用の非連結子会社又は 関連会社数	0社
-------------------------	----

#### (2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の名称等

主要な会社等の名称 非連結子会社	大連高連幕墻有限公司 株式会社アシェル
---------------------	------------------------

#### (3) 持分法を適用しない理由

持分法を適用しない非連結子会社2社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しております。

#### 4. 会計方針に関する事項

##### (イ)重要な資産の評価基準及び評価方法

###### (1) 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

###### (2) たな卸資産

① 未成工事支出金

個別法による原価法

② 材 料

総平均法による原価法

（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。）

③ 貯 蔵 品

最終仕入原価法

（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。）

##### (ロ)重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### (1) 有形固定資産及び投資不動産 定率法

（リース資産を除く）

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物・構築物 15年～50年

機械、運搬具及び工具器具備品 3年～9年

###### (2) 無形固定資産 定額法

（リース資産を除く）

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

###### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(ハ)重要な引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 完成工事補償引当金

完成工事にかかる瑕疵担保の費用に充てるため、当連結会計年度末に至る1年間の完成工事高に対する将来の補償金額を見積り計上しております。

(3) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

(4) 工事損失引当金

当連結会計年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれるものについて、将来の損失に備えるため、その損失見積額を計上しております。

(5) 役員退職慰労引当金

当社の役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

(ニ)その他連結計算書類の作成のための重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理の方法

当社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(2) 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

完成工事高の計上は、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(3) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっており、資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は当連結会計年度の費用として処理しております。

(表示方法の変更)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当連結会計年度から適用し、連結注記表に（会計上の見積りに関する注記）を記載しております。

(会計上の見積りに関する注記)

工事進行基準による完成工事高

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当連結会計年度の連結計算書類に計上した工事進行基準による完成工事高は、「連結注記表(連結損益計算書に関する注記) 工事進行基準による完成工事高」に記載のとおりです。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

工事進行基準による完成工事高は、合理的に見積もられた工事収益総額、工事原価総額及び決算日における工事進捗度に基づいて計上しておりますが、見積りには一定の不確実性が伴うことから、見積りの見直しが必要となった場合には完成工事高が変動し、翌期以降の各期の業績に影響を与える可能性があります。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積りについて)

当社企業グループは、固定資産の減損会計や繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りについては、連結計算書類作成時において入手可能な情報に基づき実施しております。

新型コロナウイルス感染症拡大が当社企業グループの業績に与える影響は軽微であり、当連結会計年度以降も重要な影響がないという仮定に基づき会計上の見積りを行っております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響は、不確定要素が多く、今後の財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(工事進行基準の適用について)

前連結会計年度までは、工事完成基準によって完成工事高を計上しておりましたが、当連結会計年度から当社において、工事進捗度を合理的に見積り、工事の進行途上においても成果の確実性が認められる体制を整備したため、工事進行基準で完成工事高を計上しております。

これにより完成工事高が3,572,211千円増加し、営業利益、経常利益、税金等調整前当期純利益がそれぞれ572,506千円増加しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額			5,071,986千円
2. 担保に供している資産			
建物	210,450千円	土地	1,564,974千円
担保に係る債務の額			
短期借入金	210,000千円	長期借入金	191,000千円
3. 期末日満期手形等の処理について			
当連結会計年度末日は金融機関の休日ではありますが、期末日満期手形等については満期日に決済が行われたものとして処理しております。			
受取手形	7,700千円		
電子記録債権	180千円		

(連結損益計算書に関する注記)

工事進行基準による完成工事高

12,070,713千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式に関する事項

当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 9,553,011株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年3月30日 定時株主総会	普通株式	112,257	13.00	2020年12月31日	2021年3月31日
2021年7月30日 取締役会	普通株式	129,527	15.00	2021年6月30日	2021年9月6日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年3月30日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	85,751	10.00	2021年12月31日	2022年3月31日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については主として銀行借入及び銀行引受社債による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形・完成工事未収入金等及び電子記録債権は、顧客の信用リスクにさらされております。当社グループでは社内ルールに従い、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行っております。

投資有価証券については、主に株式であり、市場価格の変動リスクがありますが、定期的に時価を把握しております。

営業債務である支払手形・工事未払金等及び電子記録債務は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金及び社債は、営業取引及び設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。(注) 2をご参照下さい。

	連結貸借対照表 計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
(1) 現金預金	3,114,744	3,114,744	—
(2) 受取手形・完成工事未収入金等	3,969,627	3,969,627	—
(3) 電子記録債権	1,109,498	1,109,498	—
(4) 投資有価証券	186,844	186,844	—
資 産 合 計	8,380,714	8,380,714	—
(1) 支払手形・工事未払金等	437,651	437,651	—
(2) 電子記録債務	257,742	257,742	—
(3) 短期借入金	175,000	175,000	—
(4) 長期借入金 (* 1)	466,000	464,488	△1,511
負 債 合 計	1,336,394	1,334,882	△1,511

(\* 1) 長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

### (注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

#### 〔資 産〕

#### (1) 現金預金、(2) 受取手形・完成工事未収入金等、(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

#### (4) 投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

#### 〔負 債〕

#### (1) 支払手形・工事未払金等、(2) 電子記録債務、(3) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

#### (4) 長期借入金

変動金利によるものは、市場金利を反映しており、また、当社の信用状態は発行後大きく異なっていないので、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

固定金利によるものは、元利金の合計額を、同様の新規調達・借入を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区	分	連結貸借対照表計上額（千円）
投資有価証券		
非上場株式（*1）		41
差入保証金（*2）		621,435

（\*1）投資有価証券のうち、非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

（\*2）返済期限が確定していない差入保証金は、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上記の表には含めておりません。

（1株当たり情報に関する注記）

1株当たり純資産額	1,250円21銭
1株当たり当期純利益	162円58銭

## 貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>8,513,444</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>2,640,195</b>
現 金 預 金	3,071,058	支 払 手 形	3,660
受 取 手 形	115,370	電 子 記 録 債 務	257,742
電 子 記 録 債 権	1,109,498	工 事 未 払 金	433,991
完 成 工 事 未 収 入 金	3,854,257	短 期 借 入 金	370,000
未 成 工 事 支 出 金	224,975	未 払 金	629,710
材 料 貯 蔵 品	79,971	未 払 法 人 税 等	719,188
前 払 費 用	30,384	未 払 費 用	92,489
短 期 貸 付 金	3,300	未 成 工 事 受 入 金	18,817
そ の 他	24,628	預 り 金	17,692
<b>固 定 資 産</b>	<b>5,335,936</b>	完 成 工 事 補 償 引 当 金	1,880
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>3,124,690</b>	賞 与 引 当 金	50,982
建 物 ・ 構 築 物	615,196	工 事 損 失 引 当 金	14,046
機 械 ・ 運 搬 具	684,265	そ の 他	29,995
工 具 器 具 ・ 備 品	67,236	<b>固 定 負 債</b>	<b>485,226</b>
土 地	1,757,455	長 期 借 入 金	271,000
建 設 仮 勘 定	535	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	214,006
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>43,592</b>	長 期 預 り 保 証 金	220
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>2,167,654</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>3,125,421</b>
投 資 有 価 証 券	186,885	<b>純 資 産 の 部</b>	
関 係 会 社 株 式	0	<b>株 主 資 本</b>	<b>10,712,126</b>
長 期 貸 付 金	41,469	資 本 金	100,000
保 険 積 立 金	653,700	資 本 剰 余 金	3,283,363
投 資 不 動 産	1,104,488	そ の 他 資 本 剰 余 金	3,283,363
差 入 保 証 金	35,987	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>7,652,364</b>
会 員 権	573,135	利 益 準 備 金	25,000
長 期 前 払 費 用	3,940	そ の 他 利 益 剰 余 金	7,627,364
前 払 年 金 費 用	312	繰 越 利 益 剰 余 金	7,627,364
繰 延 税 金 資 産	134,971	自 己 株 式	△323,601
そ の 他	46,113	評 価 ・ 換 算 差 額 等	11,832
貸 倒 引 当 金	1,067	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	11,832
	△614,417	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>10,723,958</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>13,849,380</b>	<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>13,849,380</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。



# 損 益 計 算 書

(2021年1月1日から  
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		
完 成 工 事 高	12,167,043	12,167,043
売 上 原 価		
完 成 工 事 原 価	9,328,993	9,328,993
売 上 総 利 益		
完 成 工 事 総 利 益	2,838,049	2,838,049
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		851,833
<b>営 業 利 益</b>		<b>1,986,216</b>
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	2,063	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	31,715	
投 資 不 動 産 賃 貸 料	2,782	
受 取 家 賃	10,434	
鉄 屑 売 却 収 入	58,112	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	1,360	
そ の 他	24,559	131,026
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	3,825	
不 動 産 賃 貸 費 用	1,817	
そ の 他	504	6,146
<b>経 常 利 益</b>		<b>2,111,096</b>
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	4,228	
移 転 補 償 金	1,407	5,636
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	21,681	21,681
<b>税 引 前 当 期 純 利 益</b>		<b>2,095,051</b>
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	719,451	
法 人 税 等 調 整 額	△26,484	692,966
<b>当 期 純 利 益</b>		<b>1,402,084</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2021年1月1日から  
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金			自己株式	株主資本 合 計
		その他資本剰余金	利益準備金	その他利益 剰 余 金	繰 越 利 益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	100,000	3,283,363	25,000	6,467,064	△283,848	9,591,580	
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当				△241,784		△241,784	
当 期 純 利 益				1,402,084		1,402,084	
自 己 株 式 の 取 得					△39,753	△39,753	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						—	
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	1,160,299	△39,753	1,120,546	
当 期 末 残 高	100,000	3,283,363	25,000	7,627,364	△323,601	10,712,126	

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	
当 期 首 残 高	42,693	9,634,274
当 期 変 動 額		
剰 余 金 の 配 当		△241,784
当 期 純 利 益		1,402,084
自 己 株 式 の 取 得		△39,753
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△30,861	△30,861
当 期 変 動 額 合 計	△30,861	1,089,684
当 期 末 残 高	11,832	10,723,958

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券	
時価のあるもの	決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの	移動平均法による原価法

#### (2) たな卸資産

未成工事支出金	個別法による原価法
材 料	総平均法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。)
貯 蔵 品	最終仕入原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。)

### 2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産及び投資不動産 (リース資産を除く)	定率法 ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物・構築物 15年～50年 機械・運搬具 4年～9年 工具器具・備品 3年～8年
無形固定資産 (リース資産を除く)	定額法 ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
リース資産	所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 完成工事補償引当金

完成工事にかかる瑕疵担保の費用に充てるため、当事業年度末に至る1年間の完成工事高に対する将来の補償金額を見積り計上しております。

#### (3) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

#### (4) 工事損失引当金

当事業年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれるものについて、将来の損失に備えるため、その損失見積額を計上しております。

#### (5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

#### (6) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

### 4. 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

完成工事高の計上は、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

### 5. その他計算書類作成のための基本となる事項

#### 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっており、資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は当事業年度の費用として処理しております。

#### (表示方法の変更)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度から適用し、個別注記表に（会計上の見積りに関する注記）を記載しております。

(会計上の見積りに関する注記)

工事進行基準による完成工事高

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

当事業年度の計算書類に計上した工事進行基準による完成工事高は、「個別注記表（損益計算書に関する注記）1. 工事進行基準による完成工事高」に記載のとおりです。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

工事進行基準による完成工事高は、合理的に見積もられた工事収益総額、工事原価総額及び決算日における工事進捗度に基づいて計上しておりますが、見積りには一定の不確実性が伴うことから、見積りの見直しが必要となった場合には完成工事高が変動し、翌期以降の各期の業績に影響を与える可能性があります。

子会社長期貸付金の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

貸倒引当金	610,850千円
子会社長期貸付金	652,000千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

子会社長期貸付金については、財務内容評価法により評価し、債務超過額相当額の貸倒引当金を計上しております。

当該子会社の財政状態及び経営成績の状況によっては、翌事業年度の計算書類において貸倒引当金が増減する可能性があります。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積りについて)

当社は、固定資産の減損会計や繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りについては、計算書類作成時において入手可能な情報に基づき実施しております。

新型コロナウイルス感染症拡大が当社の業績に与える影響は軽微であり、当事業年度以降も重要な影響がないという仮定に基づき会計上の見積りを行っております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響は、不確定要素が多く、今後の財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(工事進行基準の適用について)

前事業年度までは、工事完成基準によって完成工事高を計上しておりましたが、当事業年度から当社において、工事進捗度を合理的に見積り、工事の進行途上においても成果の確実性が認められる体制を整備したため、工事進行基準で完成工事高を計上しております。

これにより完成工事高が3,572,211千円増加し、営業利益、経常利益、税引前当期純利益がそれぞれ572,506千円増加しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 関係会社に対する短期金銭債権			293千円
関係会社に対する短期金銭債務			2,368千円
関係会社に対する長期金銭債権			652,000千円
2. 有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額			5,036,379千円
3. 担保に供している資産			
建物	210,450千円	土地	1,564,974千円
担保に係る債務の金額			
短期借入金	210,000千円	長期借入金	191,000千円
4. 期末日満期手形等の処理について			
当事業年度末日は金融機関の休日ですが、期末日満期手形等については満期日に決済が行われたものとして処理しております。			
受取手形	7,700千円		
電子記録債権	180千円		

(損益計算書に関する注記)

1. 工事進行基準による完成工事高		12,070,713千円
2. 関係会社との取引高		
仕入高		25,396千円
その他の営業取引		4,140千円
営業取引以外の取引高		319千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	977,864株
------	----------

(税効果会計に関する注記)

(単位：千円)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

減損損失	404,032
関係会社株式評価損	293,480
貸倒引当金	200,694
役員退職慰労引当金	74,046
その他	146,805
繰延税金資産小計	1,119,059
評価性引当額	△1,019,985
繰延税金資産合計	99,074

(繰延税金負債)

前払年金費用	46,700
その他有価証券評価差額金	6,260
繰延税金負債合計	52,960
繰延税金資産純額	46,113

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	㈱タカハシテクノ	東京都中央区	100,000	不動産賃貸事業	所有直接100.0	資金援助 役員の兼任	資金の貸付(*1)	—	長期貸付金(*2)	635,000

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(\*1) 資金の貸付については、無利息としております。

(\*2) 子会社への長期貸付金には、貸倒引当金 608,830千円を計上しております。

また、当事業年度においては、870千円の貸倒引当金戻入額を計上しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	1,250円59銭
1株当たり当期純利益	162円50銭

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2022年2月24日

高橋カーテンウォール工業株式会社

取締役会 御中

八重洲監査法人

東京都千代田区

代表社員 公認会計士 齋藤 勉  
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 山田 英二

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、高橋カーテンウォール工業株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、高橋カーテンウォール工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。



## 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 計算書類に係る会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2022年2月24日

高橋カーテンウォール工業株式会社

取締役会 御中

八重洲監査法人

東京都千代田区

代表社員 公認会計士 齋藤 勉  
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 山田 英二

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、高橋カーテンウォール工業株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの第57期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第57期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人八重洲監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人八重洲監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月25日

高橋カーテンウォール工業株式会社 監査役会

常勤監査役(社外監査役)	中西博之 ㊟
社外監査役	中川康生 ㊟
社外監査役	吉見芳彦 ㊟

以上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

第57期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき金10円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は85,751,470円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2022年3月31日といたしたいと存じます。

### 第2号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

##### (1) 株主総会参考書類等の電子提供措置の導入

令和元年の会社法改正により、株主総会参考書類等の電子提供措置が認められるとともに、振替株式発行会社（上場会社）には、電子提供措置に係る改正会社法の2022年9月1日施行日以降、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定款で定めることが義務付けられることとなりました。これに伴い、所要の変更を行うものであります。

##### (2) 取締役及び監査役の一部責任免除

取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって取締役及び監査役の責任を法令の範囲内で一部免除できる旨の規定を設けるものであります。また、会社法第427条第1項の規定に基づき、責任限定契約を締結できる役員を範囲を社外取締役から取締役（業務執行取締役等を除く）に、社外監査役から監査役へ変更するものであります。なお、定款第29条の変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。

##### (3) その他全般に関する変更

条文の新設・削除に伴う所要の変更を行うものであります。



## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第14条 (条文省略)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p><u>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>第1条～第14条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(株主総会資料の電子提供措置等)</p> <p><u>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について会社法第325条の2に定める電子提供措置をとる。</u></p> <p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち、法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日まで</u> <u>に会社法第325条の5に定める書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第16条～第28条 (条文省略)</p> <p>(社外取締役との責任限定契約)</p> <p>第29条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、<u>法令</u>の定める最低責任限度額とする。</p> <p>第30条～第37条 (条文省略)</p> <p>(社外監査役との責任限定契約)</p> <p>第38条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、<u>法令</u>の定める最低責任限度額とする。</p>	<p>第16条～第28条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)</u>の損害賠償責任を、<u>取締役会の決議によって、法令が定める額を限度として、免除することができる。</u></p> <p>また、当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、<u>取締役(業務執行取締役等を除く)</u>との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、<u>同法第425条第1項が規定する額</u>とする。</p> <p>第30条～第37条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第38条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)</u>の損害賠償責任を、<u>取締役会の決議によって、法令が定める額を限度として、免除することができる。</u></p> <p>また、当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、<u>監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、<u>同法第425条第1項が規定する額</u>とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第39条～第45条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第39条～第45条 (現行どおり)</p> <p><u>附則</u> <u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p>現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更案第15条(株主総会資料の電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条但書に定める施行の日(以下「施行日」という。)から効力を生じるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6ヶ月以内の日で開催する株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。</p> <p>3 本附則は、施行日から6ヶ月を経過した日又は前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後をもって、自動的に削除されることとする。</p>

### 第3号議案 取締役3名選任の件

取締役全員（3名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役3名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
1	高橋武治 (1972年12月9日生)	2000年4月 当社入社 経営企画室 2003年3月 取締役経営企画室長就任 2004年2月 常務取締役経営企画室長就任 2004年5月 代表取締役社長就任（現任） （重要な兼職の状況） 中華人民共和国大連高連幕墙有限公司副董事長 ㈱タカハシテクノ代表取締役	株  1,562,329
2 ※	高橋宗敏 (1978年3月24日生)	2016年1月 当社入社 つくば工場 2017年4月 工事部 2018年1月 工務部 2018年10月 工務部課長 2020年4月 経営・IT企画室長（現任）	株  426,702
3	小出斉 (1969年6月15日生)	1993年4月 三菱重工株式会社入社 2003年7月 A.T.カーニー株式会社入社 2007年8月 株式会社ポストンコンサルティンググループ プロジェクトリーダー 2010年4月 株式会社イーブックイニシアティブジャパン 代表取締役社長就任 2019年5月 KDパートナーズ合同会社設立、代表就任（現任） 2020年3月 当社取締役就任（現任） 2020年6月 株式会社コウエル代表取締役社長CEO就任 （重要な兼職の状況） KDパートナーズ合同会社代表	株  20,000

- (注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。  
 2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。  
 3. 小出斉氏は、社外取締役候補者であります。  
 4. 小出斉氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって2年となります。  
 5. 小出斉氏は、幅広い分野において培った経験と企業経営者としての豊富な知識を有しており、社外取締役として、当社の経営に対して有益なご意見やご指導等を行っていただくため、引き続き社外取締役候補者としてお願いするものであります。また、小出斉氏が再任された場合、当社は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定する予定であります。  
 6. 当社は、社外取締役候補者である小出斉氏の再任が承認された場合、期待された役割を十分に発揮出来るよう、同氏との間で会社法第427条第1項及び定款第29条の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。当該契約における損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低限度額としております。

7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容に概要は、事業報告の7ページに記載のとおりであります。各取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容の更新を予定しております。

#### 第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって退任される取締役手塚武氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社所定の基準に従い相当額の範囲で慰労金を贈呈することとし、その具体的な金額、時期、方法等は取締役会にご一任願いたいと存じます。なお、退職慰労金については、取締役として当社経営に対し適切に関与し、業務遂行に尽力したため贈呈するものであり、その金額は当社の役員退職慰労金規程に基づき算定し支給するものであるため、相当であると判断しております。

手塚武氏の略歴は、次のとおりであります。

フリガナ 氏名	略歴
テ 手 ツカ 塚 タケシ 武	1990年3月 取締役工事部長就任 1998年3月 常務取締役購買部長兼設計部長就任 2001年4月 専務取締役生産本部長兼購買部長兼設計部長就任 2018年6月 専務取締役生産本部長兼工務部長兼スパジオ事業部長就任 2019年1月 専務取締役スパジオ事業部長・アクア施設部担当役員就任（現任）

以上





# 株主総会会場ご案内図

会場 高橋カーテンウォール工業株式会社 会議室  
 〒103-0023 東京都中央区日本橋本町一丁目5番4号  
 住友不動産日本橋ビル 5階  
 電話 03 (3271) 1711



交通のご案内

- J R 総武線新日本橋駅より徒歩約5分
- 地下鉄銀座線三越前駅より徒歩約3分
- 地下鉄半蔵門線三越前駅より徒歩約5分